

平成31年度

周防大島町教育の基本方針



周防大島町教育委員会

目 次

I	周防大島町の教育	
1	本町教育の現状と課題	1
2	基本方針	1
3	基本方針の推進	1
II	周防大島町教育の構造	2
III	学校教育の基本方針	
1	基本方針	3
2	重点施策	3
IV	社会教育の基本方針	
1	基本方針	5
2	重点施策	5
V	総務の基本方針	
1	基本方針	7
2	重点施策	7

平成31年度 周防大島町教育の基本方針

I 周防大島町の教育

1 本町教育の現状と課題

本町の教育は、町民の熱意と関係者の努力、地域の強い絆に支えられて、今日まで歩んできた。しかしながら、我が国における経済の国際化や人口減少などの影響を受け、地場産業の衰退や少子高齢化等の課題が生じており、本町の重点施策「定住対策」を視野に入れた教育の在り方を問い直す必要がある。また、グローバル化や情報化が進展する中で、先を見通すことが困難な状況になっている。だからこそ、周防大島町で学び、育ち、住んで良かったと思えるよう、本町教育の魅力をさらに高めていく必要がある。

新学習指導要領においては、未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することとともに、その資質・能力を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視される。本町においても、児童生徒の実態と地域社会の現状を踏まえ、多くの人のあたたかいつながりの中で教育活動を展開することが求められている。

2 基本方針

本町教育の推進にあたって、町教育委員会は「自立・協働・創造 ～ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくり」を基本目標として定めている。

未来の周防大島町を担う子どもたちが、心豊かでたくましく育つように、家庭や地域と学校の連携を強め、全ての町民が子どもたちの成長を支える仕組みづくりを推進し、つながりのある地域社会を創造することで、子どもたちの「生きる力」を育むことが必要である。そこで「生きる力」を自立（自ら生きる力）・協働（ともに生きる力）・創造（よりよく生きる力）と整理し、純朴・勤勉な町民性や子どもの教育のためには自己犠牲をも惜しまぬ教育風土を受け継ぎ、現在の町民の願いを踏まえて、複雑高度な文明社会に立ち向かい、たくましく生きる人材を育成することが本町教育の基本方針である。過疎化、少子化のすすむ本町ではあるが、やがてはこのような人材が文化の香り高い島づくり、人づくりに寄与してくれるものと期待している。

このことは、町が掲げるスローガン「元氣、にこにこ、安心で21世紀にはばたく先進の島」の実現にもつながるものと信じている。

3 基本方針の推進

具現化にあたっては、学社融合の姿勢を根底に据え、学校教育、社会教育（家庭・地域）の分野において、次のような視点から取り組む。

- (1) 学力を高め、心を育てることにより、現在そして将来、社会の一員として活躍できる人づくりに努める。
- (2) 学校や家庭、地域社会の教育力を生かし、心豊かな町づくりに努める。
- (3) 生涯学習活動や地域交流活動、生涯スポーツの振興による健やかで笑顔あふれる明るい町づくりに努める。
- (4) 教育に重点を置いた町政のもと、将来を見据えた教育環境の整備と有効活用に努める。

II 周防大島町教育の構造

町のスローガン

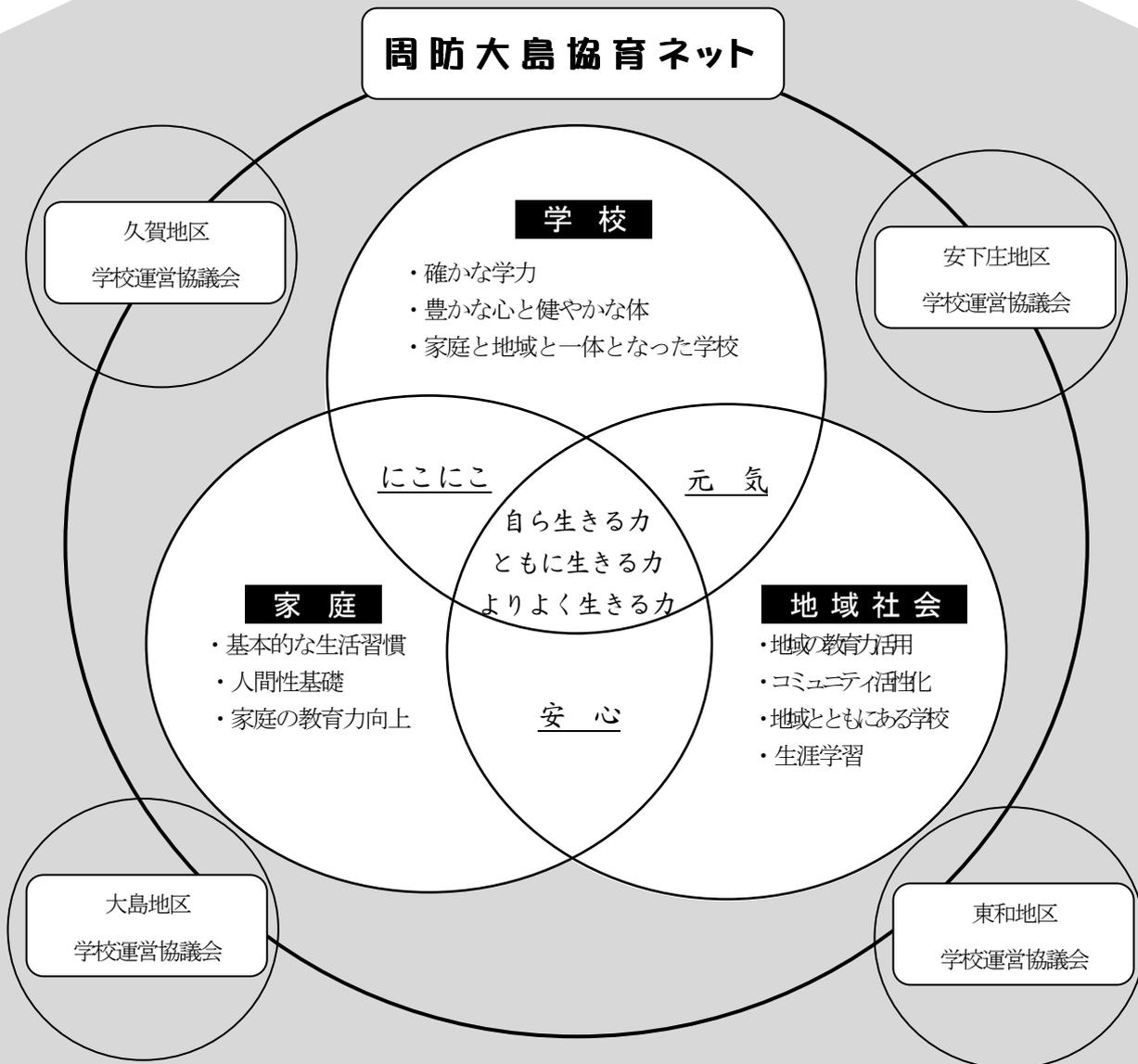
元気 にこにこ 安心で
21世紀にはばたく先進の島



教育の基本方針

自立・協働・創造
～ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくり～

周防大島協育ネット



教育委員会の支援

- ・教育環境の整備、有効活用
- ・生涯学習、生涯スポーツの振興
- ・人権教育の推進

Ⅲ 学校教育の基本方針

1 基本方針

学校教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成を目的としている。この目的達成のためには、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、学ぶ意欲や向上心等を高めるとともに、感謝の心や思いやり、困難に負けないたくましい心身の育成など、「生きる力の育成」が必要である。

そのために、各学校においては、次の3点を大切にして学校教育を充実していく。

- 1 子どもにかかわる教職員の資質や指導力の向上を図る。
- 2 保護者や地域とのつながりを大切にし、特色のある教育活動を展開する。
- 3 よさや課題を明確にし、長期的な視点からよりよい学校づくりをめざす。

2 重点施策

(1) 確かな学力の定着

- 子どもにとって魅力ある授業や子どもの実態に応じた指導のあり方を追究するとともに、ICT機器を効果的に活用し、子どもが主体的に学び、思考を深めることができる学習展開を図る。
- 小・中学校でつながりのある英語教育の取組を展開し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
- 地域の特性等を踏まえて、KS学習（拡大集合学習）や小中連携教育、中高一貫教育等の教育活動の一層の工夫を図る。
- 特別支援教育充実のために、校内コーディネーターを中心とした校内体制を構築するとともに、支援員の配置等により個に応じた指導の充実を図る。
- 小学校5・6年生対象の漢字・算数検定、中学生対象の英語・漢字・数学検定を助成し、自ら目標をもって学習に取り組もうとする意欲を高める。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- いじめや不登校、問題行動等を未然に防止するために、開発的・予防的な生徒指導や相談体制の充実に取り組むとともに、状況に応じて関係機関とも積極的に連携し、早期解決を図る。
- 子ども一人ひとりの人権尊重意識を高め、互いの人権を尊重し合う態度を育む。
- 発達段階に応じた道徳教育の充実と道徳科の授業づくりに努め、基本的な倫理観や社会性、規範意識などを育む。
- 子どもの健康の状況等を把握し、食育等の健康教育について意図的・計画的な取組を行う。
- 子どもの体力の状況等を把握し、体育の授業を充実し、主体的に運動に取り組む楽しさを味わわせる。

(3) 家庭・地域と一体となった学校づくりの推進

- コミュニティ・スクールや地域協育ネットの仕組みを生かした地域連携教育に取り組む、

- 子どもの豊かな交流・体験活動の充実を図り、ふるさとに誇りがもてる子どもを育てる。
- 学校と家庭・地域が連携してキャリア教育の取組を一層充実させ、発達の段階に応じて、夢や目標を大切に生きていこうとする子どもを育てる。
 - 読書から得られるものを大切に、学校と家庭が連携して、主体的に読書に親しみ学んでいこうとする心を育てる。
 - 学校内外の安全や交通安全、自然災害等への対応に向けて、地域と連携した取組や校内体制の整備を推進し、学校の危機対応能力の強化を図る。
 - 学校にかかわる多くの地域人材の力を学校経営に生かし、子どもの豊かな学びや育ちを保障する学校をめざす。

IV 社会教育の基本方針

1 基本方針

国際化や情報化、科学技術の進展にともなう価値観の多様化、また、環境問題の深刻化、少子高齢化などの社会状況の変化の波は、本町にも急速に押し寄せている。

このため、近年は、町民個々の趣味や教養という自己啓発のための学習ニーズも多岐にわたり、また、本町が長年培ってきた家庭や地域ぐるみの共同体に支えられてきた「教育基盤」も変容している。

そこで、本町では、人権尊重の理念を基礎として、新たな時代・多様なライフスタイルに対応できる町民の育成のために社会教育を推し進めるとともに、その成果を人と人とを結び、繋ぐ活動に発展させていきたいと考える。

加えて、私たちの心の豊かさの源であり、郷土の誇りに繋がる特色ある文化遺産の継承や地域文化の創造に努め、本町教育の基本方針である「自立・協働・創造～ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくり」の具現化を図りたい。

2 重点施策

(1) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

- 多様なライフスタイルに対応した生涯学習情報や学習機会の提供及び学習成果を生かす活動の促進
- 社会教育施設の環境整備と利用の促進
- 郷土の歴史・芸能・文化の保存・継承と文化活動の推進
- 読書環境の整備及び充実

(2) 地域教育力活性化の推進

- 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する「地域協育ネット」の推進
- 家庭の教育力を高める学習機会の充実・相談支援体制の整備
- 青少年の健全育成に関わる事業の支援、相談体制の整備
- 社会教育団体の育成支援
- 社会福祉関係組織との連携強化

(3) 人権教育の推進

- 「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」の周知と人権意識の高揚
- 指導者の育成による人権教育推進体制の充実
- 「周防大島町人権教育推進大会」の開催
- 各公民館における人権学習講座の開催

(4) スポーツの振興

- 生涯スポーツの推進や地域スポーツの充実
- 各種指導員の養成・確保及び研修会の充実
- スポーツ施設の機能向上と利用促進

- 学校体育施設開放の促進及び効果的な活用
- 総合型地域スポーツクラブの育成

V 総務の基本方針

1 基本方針

学校再編については、平成 33 年 4 月に統合中学校（周防大島中学校（仮称））が開校することに伴い、今年度に統合準備委員会を立ち上げ具体的な準備を始める。

学校施設の整備・充実については、教育環境の向上を図るため、平成 31 年の夏季シーズンまでに、全ての小中学校の普通教室に空調設備を設置すべく、3 小中学校の空調設備工事を実施する。学校施設におけるトイレの洋式化についても年次計画的に整備をすることとし、本年度は中学校を対象に改修工事を行う。

また、学校施設の長寿命化を図るための学校施設長寿命化計画については、昨年度に引き続き策定業務を行う。

学校給食については、安全・安心な学校給食の提供を基本理念とし、安全性への配慮、食育の推進、食材の地産地消などに取り組む。

2 重点施策

(1) 小中学校統合問題

○平成 33 年 4 月に第 1 段階統合として、久賀中、東和中及び安下庄中を統合し統合中学校（周防大島中学校（仮称））が開校することに伴い、統合校舎等を整備する。今年度は統合校舎となる久賀中学校校舎等の新增築工事に着手する。

また、統合中学校の開校に向け統合準備委員会を設置し、学校名及び校歌並びに校章等について協議検討を行う。

(2) 学校施設の維持修繕

○学校との連絡調整を密に行い、緊急性・必要性の高い施設整備要請については、順次修繕等を実施する。

(3) 学校施設の整備・充実

○年次計画に基づき、潤いのある快適な教育環境を実現するため、充実した施設整備を順次行う。

・トイレ洋式化工事（3校） 久賀中学校、大島中学校、安下庄中学校

(4) 学校施設長寿命化計画策定（平成 30 年度～平成 31 年度）

○小中学校施設の老朽化に対応するため、施設の点検により、その状況を的確に把握した上で、修繕・改修等の優先順位付けや予算の平準化、トータルコストの縮減等を加味した計画を策定する。この計画に基づき、学校施設の長寿命化を効果的・効率的に進めていく。

(5) 周防大島町語学留学生派遣事業の実施

○本町と協定を結ぶ山口大学国際総合科学部の協力により、フィリピンセブ島において、英語の語学力を向上させるため語学留学生の派遣を行う。

(6) 周防大島高等学校通学支援費給付金事業の実施

○周防大島高校の存続・発展を図るため、昨年度に引き続き、生徒の通学費の一部を生徒の保護者に対して給付する。